

2022年4月18日

滋賀県議会各会派様

滋賀県議会議員様

日本共産党滋賀県議会議員団

団長 節木三千代

大野議員の政治倫理基準違反の疑いについての審査会設置について

自民党滋賀県議会議員団は3月28日、大野和三郎議員が会派で協議・決定していないにもかかわらず、三日月大知事ら県幹部に「会派の総意」として畜産関係の政策での対応を迫ったなどとし、大野議員を会派から離脱させることを決めました。報道では、「大野県議は昨年11～12月、三日月知事らと面会した際、県が全国農業協同組合連合会に対し、特定業者との取引の見直しを求めるよう要求。県が応じない場合、農林水産関連の予算案に会派として賛成しないと主張した」とされています。

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例は、議員は「県政が県民の厳粛な信託によるものであることを自覚し、良心と責任を持って政治活動を行い、いやしくも県民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない」とし、第3条に規定する政治倫理基準では、「議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと」「議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう等県民の信託に反する行為は厳として慎み、かつ、県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと」「行政庁が行う許可もしくは認可または県もしくは県が出資する団体が発注する建設工事等の請負契約、物品の購入契約等に関し、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと」等を規定しています。大野議員の行為は、この政治倫理基準に反している疑いがあります。滋賀県議会がこのような問題を放置しておくことは、県民の厳粛な信託に背くものであり、見識が問われます。

条例第4条は、「前条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認められる議員等があるときは、議員の定数の3分の1以上で、かつ、2会派以上の議員の連署または紹介をもって議長に審査の請求をすることができる」としています。よって、日本共産党滋賀県議会議員団は、全ての会派および議員に対して、条例第5条に規定する審査会の設置に賛同されることを求めるものです。